

平成 2 8 年 第 1 0 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 8 年 9 月 2 8 日)

召集年月日 平成28年9月28日(水)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成28年9月28日 午後4時03分

閉会 平成28年9月28日 午後5時03分

出席委員(12名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門
4番 岡 秀夫 5番 山本 修 6番 神野 淳一
7番 桑田 建太郎 8番 松宮 重信(職務代理)
9番 細川 正博 10番 木村 憲雄 12番 松井 厚雄
14番 古池 洋子

欠席委員(2名)

11番 櫻井 隆治 13番 見城 紀彦

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可
申請審議について

報告第11号 農地変換届

報告第12号 農地変換届

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成28年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、11番櫻井委員、13番見城委員、の2名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成28年第10回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程3議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、14番 古池委員さんと 2番 溝口委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議についてを議題とします。議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。
議案第23号は、〇〇の〇〇氏が〇〇の〇〇氏と農地の交換のため3条申請したものであります。詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
申請地は、〇月に開催された第〇回委員会議案第〇〇号にて審議いただき、所有権移転を許可した農地のうちの1筆です。
議案〇〇号では、〇〇〇〇字の農地〇〇筆を〇〇氏から〇〇の〇〇氏と〇〇の〇〇氏へ売り渡すものと、〇筆を〇〇氏から〇〇氏へ売り渡すものであります。
今回、〇〇氏が〇〇字の一筆を所有地として残したく、〇〇氏に売り渡すことにしていた〇〇〇〇について交渉しましたが、〇〇氏としては一帯の入り口である農地の方が利便が良いことから、この売渡しはそのまま有効とし、交換に、平成〇〇年第〇回にて〇〇氏から〇〇氏への所有権移転許可を受け、既に〇〇氏の登記がなされている〇〇〇〇〇〇を〇〇氏が買い戻すこととなりました。
なお、この農地を買い受けることになっていた〇〇氏は、売買の中止と〇〇への売渡しについて了解されているということです。
農地法3条の許可判断は農地法第3条第2項各号に該当しないことが前提で、第8回の申請後、〇〇氏の許可後の耕作面積が〇〇〇地区で必要な〇反を満たしていませんが、〇〇氏はこれまで耕作しておりましたし、今回の申請目的が交換であることから、事務局は許可できるものと判断いたしました。

議 長 　ただ今事務局から説明がありました。この案件の現地につきましても、○月の第○回委員会にて農地委員さんに現地を確認して頂き、報告いただいております。
それではご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問なし）

議 長 　ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

（異議なし）

議 長 　ご異議がないようでございますので、議案第 23 号農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議 長 　日程 3 報告第 11 号農地変換届を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

局 長 　報告第 11 号は、○○地係の農地 3 筆を 2 人の所有者が農地変換により畑にするものであります。
詳細は次長に説明させます。

次 長 　（議案朗読）

本年○月の第○回農業委員会では、本件の農地も含めて、○○地区の農業振興地域整備計画の変更についてご審議をいただきましたが、今回申請の農地については、農用地からの除外について判断をするには情報が少ないことから、継続して調査することとされておりました。

その後、事務局より、実際に転用を計画している事業者に対して、現在の状況について資料の提出を求めるなどしておりましたが、本議案のとおり、所有者から、農地転用を取りやめ、農地の嵩上げによって畑に変換して、梅園として利用していきたいとの届けが提出されたものです。

計画では、農地 3 筆と併せて、南側（山側）の水路を挟んで所在する森林 1 筆も嵩上げして、梅園にするとしております。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても〇月の第〇回委員会にて農地委員さんに現地を確認して頂き、委員会にて報告いただいております。
それでは何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 　梅を植えるとは、生産組合に入って活動するのか。

局長 　梅の栽培は個人の自由であるので、個人で作付けされる。

古池委員 　今後はどうなるのか。転用は取り下げか。

次長 　申請者には三年三作が県の要領で義務付けられている事を伝えてある。転用取り下げはそのとおり。

松宮委員 　梅は実がなるまで13年かかる。畑ではない。樹園地として申請を受けるべき。

次長 　今後直していきます。

松井委員 　工事期間が3年ある。梅はいつ植えるのか。

次長 　発電所の土を搬入されるが、土量搬入の時期が未定。埋め立て後に植えることとなる。

松井委員 　届出の後すぐに植えて、その後土を入れることもあるのか。

次長 　そのような場合もあるが、今回は土の搬入後、植える計画です。

松井委員 　申請地の金網柵の管理は〇〇区がされている。
工事が始まれば獣の被害が心配される。

局長 　柵の管理を徹底するよう、申請者に指導します。

[日程 4]

議長 　日程4 報告第12号農地変換届を審議いたします。
事務局から説明をお願いします。

局長 　報告第12号は〇〇の集落内にある農地3筆を4人の所

有者が農地変換により畑にするものであります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましては、農地パトロールの際に山本委員に現地を確認して頂いておりますのでご報告お願いいたします。

山本委員 はい、議長。

山本委員 15日に行いました農地パトロールに申請地も含まれておりましたので、その際に確認いたしました。

3筆とも今年の細目書は単純休耕ですが、現地は管理されていないようでした。

畑に転換することで遊休農地は解消されますが、今後も農地パトロールに合わせ、確認が必要と思われれます。

議 長 ご報告ありがとうございます。
それでは何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

- ・農業委員会帽子の配布
- ・農政委員会「農業委員会だより」検討結果報告
- ・今後の委員研修等について
- ・次会開催日報告

議 長 それではこれで、平成28年第10回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。